

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 3 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501303号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500289号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年12月25日の標準賞与額を12万円、平成16年6月25日の標準賞与額を11万8,000円、同年12月25日の標準賞与額を11万5,000円、平成17年12月25日の標準賞与額を22万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日、平成16年6月25日、同年12月25日及び平成17年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月25日、平成16年6月25日、同年12月25日及び平成17年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年6月25日
③ 平成16年12月25日
④ 平成17年12月25日

厚生年金基金からの連絡により、請求期間の賞与に係る記録がないことが分かった。当該賞与に係る給料支払明細書を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与に係る給料支払明細書により、請求者は、請求期間において、A事業所から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月25日は12万円、平成16年6月25日は11万8,000円、同年12月25日は11万5,000円、平成17年12月25日は22万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501580号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500290号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月6日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成19年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月6日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「執行役員賞与支給明細書」により、請求者は、請求期間に同社から380万円の賞与の支給を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、請求者の平成19年12月6日の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出したか否かは不明としている一方、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年12月9日に当該賞与に係る届出を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月6日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500856号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500292号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月15日の標準賞与額を3万円、同年12月15日及び平成16年7月15日の標準賞与額を43万円、平成18年7月14日の標準賞与額を52万3,000円、同年12月15日の標準賞与額を50万円、平成19年12月14日の標準賞与額を22万7,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日、平成18年7月14日、同年12月15日及び平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月15日、同年12月15日、平成16年7月15日、平成18年7月14日、同年12月15日及び平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年7月15日
④ 平成18年7月14日
⑤ 平成18年12月15日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年7月15日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑦までの期間に係る標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたことが分かる預金通帳の写し及び賞与明細書の写しを提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについては、請求者から提出された預金通帳の写し及び賞与明細書の

写しにより、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑥までに係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し及び賞与明細書の写しにより確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日は 3 万円、同年 12 月 15 日及び平成 16 年 7 月 15 日は 43 万円、平成 18 年 7 月 14 日は 52 万 3,000 円、同年 12 月 15 日は 50 万円、平成 19 年 12 月 14 日は 22 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料を保有しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑦については、請求者から提出された上記預金通帳の写しにより、平成 20 年 7 月 15 日にA社から 20 万円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、請求期間⑦にA社において賞与の記録がある従業員が確認できるものの、日本年金機構から提出された当該標準賞与の届出に係る資料により、当該従業員の賞与から厚生年金保険料が控除されていないことがうかがえる。

また、A社は、既に適用事業所でなくなっており、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料を保有しておらず、請求者の請求期間⑦に係る賞与の支給について不明であるとしている。

このほか、請求者の請求期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500940号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500291号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月25日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの期間に係る標準賞与額の記録がない。当該期間に賞与を支給されたことが分かる預金通帳の写しを提供するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求期間①から④までの期間については、当該期間と同月内に、請求期間⑤については当該期間に、A社から複数回の振込みが確認できるものの、賞与であることの確認ができない上、請求者は、いずれの振込みが賞与に該当するか不明としていることから、請求者が同社から当該期間に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の代理人弁護士は、同社に係る請求期間当時の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間①から⑤までの期間の賞与に係る支給及び厚生年金保険料控除を確認することができない。

さらに、請求者は、A社における賞与の支給については、他の従業員と同じ日に支給されたと記憶している旨陳述しているところ、オンライン記録により、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち請求期間①から⑤までの期間において、上記預金通帳の写しにより振込みが確認できる日と同日に標準賞与額の記録が確認できる者はいない。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。